

令和7年度 生徒指導推進計画

生活部

1 実態（問題行動、いじめ、不登校の状況を含めて）

本校の児童は、明るく素直で活動的である。休憩時間や放課後も声をかけ合いながら、同学年の友達と遊んだり、異学年の友達と遊んだりしている。目立った問題行動やいじめにかかわる事案は現在見られない。しかし、自分の思いをうまく伝えられなかったり、自分の思ったように事が運ばなかったりすると、相手を傷つけてしまう言動をとるなど、自律のない行動をする児童がいる。また、自分に自信がない、自分のよさがわからない、自分の失敗が素直に認められないなど、自己肯定感の低い児童もいる。さらに、不登校傾向にある児童もいる。

2 学校教育目標，生徒指導重点目標（実態と課題をふまえた重点目標）

（1）学校教育目標

自ら学び、ともに伸びる子どもの育成 ～『みんな・たのしく・かっこいい』学校～

（2）生徒指導重点目標

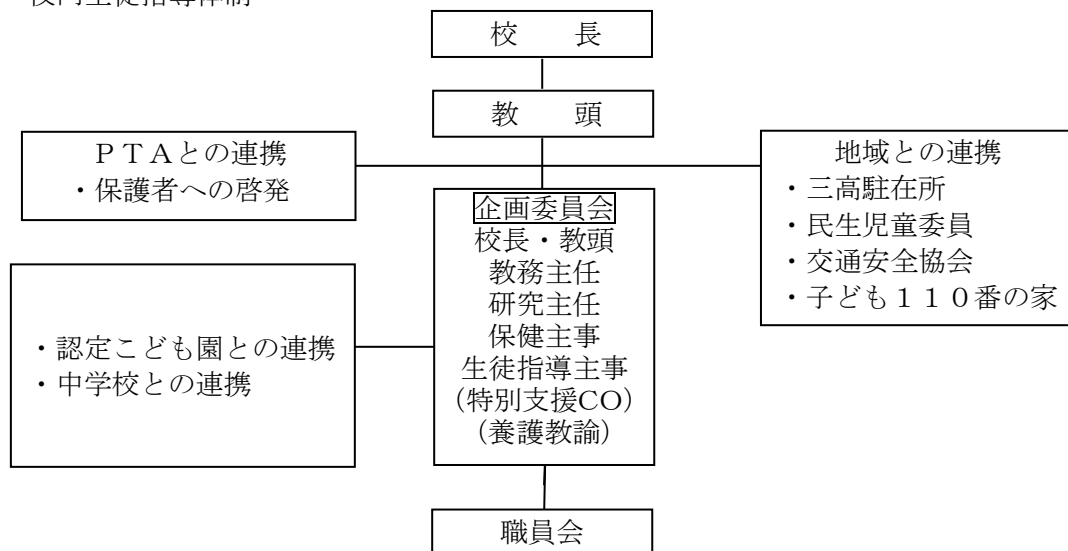
- ・学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を児童に実感させる。
- ・自他の個性を尊重し相手の立場になって考え、行動できる共感的人間関係を育成する。
- ・学校生活の中で自ら考え、選択し決定するといった自己決定の場を与え、自主性・主体性を育てる。
- ・安心して学校生活が送れるような学級集団づくりを行い、安全・安心な風土を醸成する。

自立と協働

生徒指導の目的

生徒指導は、児童一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

3 校内生徒指導体制



(1) 指導の基本的な考え方

- ・ 教科学習における自由進度学習や異学年による総合的な学習の時間、縦割り班活動などの取組を通して、自己決定の場や協働的な学習の場を設けることで、自立する力や共感する力を育成し、問題行動の未然防止を図る。
- ・ 児童や保護者に対して、肯定的な見方で接し、児童に自己有用感・自己肯定感をもたせる。
- ・ 不登校、いじめ等による心理的な不安や地域や家庭での児童に関する諸問題に対して、全教職員の共通理解のもと、一致した協力体制をとり、組織的に対応していく。

(2) いじめや不登校の早期発見・未然防止

- ・ 児童の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知していく。児童に安心感を持たせるために校内の見回りや困ったときに相談できる教育相談活動を行う。
- ・ 教育活動全体の中で、いじめが人格を傷つける行為であり、身体・生命・財産を脅かす犯罪行為であることや不登校や自殺の要因となりうることを理解させる。
- ・ 不登校傾向にある児童への支援として、「傷ついた自己肯定感を回復する」「コミュニケーション力やソーシャルスキルを身に付ける」「人に上手にSOSを出せる」ようになるような取り組みを進める。
- ・ 学級担任にだけに任せるのではなく、校長・教頭・生徒指導主事・保健主事・スクールカウンセラーと連携をとりながら早期の対応をしていく。

(3) 家庭との連絡・連携

- ・ 気にかかること等があれば、電話連絡、家庭訪問をするなど家庭と連携を密にする。
- ・ 児童が欠席したら電話連絡をし、状況に応じて家庭訪問をする。その後の家庭訪問も、状況や病気・けがに応じて、保護者と相談し行う。出席停止の場合も同様とする。
- ・ 学校に連絡が無く、1週間に連続3回遅刻したら家庭と連絡を取る。
- ・ 家庭や地域社、関係機関との連携を図るため、各家庭への情報の提供や関係諸機関への働きかけを具体的に進める。

(4) 教育相談及び個別の支援に対する基本的な考え方

- ① 校内で情報を共有し、共通理解のもとで児童の支援にあたる。
- ② 「学級の子どもたちが、皆人間として平等の価値を持っており、そのことを皆が大切に尊重すること」が目的の、「サークル対話」を学習活動に取り入れ、自他を大切にできる児童を育てる。
- ③ 個人面談、家庭訪問等の個別指導を充実させ、不登校の未然防止や問題行動への対応を図るとともに、養護教諭等と連携し、スクールカウンセラーによる児童面談を計画的に行う。
- ④ 不登校児童が生じた場合は、保健室登校や別室登校などによる段階的な教室復帰の支援体制を整備する。
- ⑤ 不登校につながるおそれのある児童及び不登校児童については、生徒指導主事を中心として、関係職員によるチームを結成し支援を行い、不登校の未然防止や学校復帰をめざす。

4 その他

- ・ P T A運営委員会で、本校児童の様子や保護者としてのあり方などについて情報交換・協議を行うとともに、いじめ発生を未然に防ぐ取組みを行い、実際に起こったときの対応のあり方について共通理解を深めていく。
- ・ 気にかかる児童や配慮を要する児童の対応について、担任は、生徒指導主事や特別支援コーディネーターと連携しながら暮会等で全職員に周知する。

5 生徒指導年間計画

月日	PDCA サイクル	取 組 み	概 要	
毎月	D・C	・生活目標の設定・点検	・月々の生活目標を決め、各学年で点検する。	
4	P D・C	・生徒指導推進計画の立案 ・1学期集団下校	・児童の実態をもとに昨年度の反省を加えながら立案する。 ・安全に気を付けて集団下校をし、危険個所の点検と、110番の家の場所を確認する。	
5				
6	C C	・第1回いじめ実態調査(アンケート分析・まとめ・個人面談) ・参観・学級懇談会(各担任)	・いじめ等の問題に関する児童の実態を把握、課題に応じて、解決策を話し合い、改善に取り組む。 ・学級懇談会で担任が児童の様子について話し、保護者から児童や友達関係等の情報を得る。	
7	C D C・A	・個人懇談(各担任) ・夏休みの生活指導(児童)(防犯教室) ・1学期の反省・生徒指導規程の見直し	・生徒指導上の課題について情報を得たり、解決策について相談したりする。 ・夏季休業中も規則正しい生活習慣、生活態度で過ごせるよう指導する。 ・警察と連携し、非行防止に関わる指導をする。 ・生活部で1学期の取組みを見直す。	
8	C	・夏季休業中の児童の実態把握	・全校登校日や放課後児童クラブの児童の様子を観察したり、児童クラブの指導員と懇談したりして、実態を把握する。	
9	D	・2学期集団下校	・安全に気を付けて集団下校を、危険個所の点検と、110番の家の場所を確認する。	
10				
11	C	・第2回いじめ実態調査(アンケート分析・まとめ・個人面談)	・いじめ等の問題に関する児童の実態を把握し、課題に応じ、解決策を話し合い、改善に取り組む。	
12	D D C C・A	・人権擁護委員を招いての交流会 ・冬休みの生活指導(児童) ・個人懇談(各担任) ・2学期の反省・生徒指導規程の見直し	・人権擁護委員を招いて、紙芝居や歌を通して、人権の大切さについて考えさせる。 ・冬季休業中も規則正しい生活習慣、生活態度で過ごせるよう指導する。 ・生徒指導上の課題について情報を得たり、解決策について相談したりする。 ・生活部で2学期の取組みを見直す。	
1	D	・3学期集団下校	・安全に気を付けて集団下校をし、危険個所の点検と、110番の家の場所を確認する。	
2	C C	・第3回いじめ実態調査(アンケート分析・まとめ・個人面談) ・参観・学級懇談(各担任)	・いじめ等の問題に関する児童の実態を把握し、課題に応じて、解決策を話し合い、改善に取り組む。 ・学級懇談会で担任が児童の様子について話し、保護者から児童や友達関係等の情報を得る。	
3	D C・ A・P	・春休みの生活指導(児童) ・3学期の反省、1年間のまとめと来年度の計画	・春季休業中も規則正しい生活習慣、生活態度で過ごせるよう指導する。 ・生活部で1年間の取組みを反省し、来年度に向けて計画を立てる。	